

幼稚園・認定こども園における施設等利用費及び公定価格の適正化 を求める意見書

こどもは社会の宝であり、未来を担うのは今を生きるこどもたちである。

令和5年に施行されたこども基本法の下、国を挙げて「こどもまんなか社会」を目指して様々な取組が行われている。その重要な役割の一つを担っているのが乳幼児期の教育・保育である。乳幼児期からの健やかな育ちを保障することは将来のウェルビーイングにつながるものであり、そのためにも、質の高い教育・保育が、教育・保育に関わる全ての施設で求められている。

本市においては、令和6年、議員提案により横浜市こども・子育て基本条例を制定した。この条例はこども基本法の精神にのっとり、こども及び子育て世代に選ばれる、こどもと子育てに優しい都市横浜の実現に寄与することを目的とするものである。

一方、幼稚園・認定こども園は乳幼児期の教育・保育を担う重要な施設であるにもかかわらず、私学助成幼稚園に通う保護者の経済的負担を軽減する施設等利用費については、平成22年の全国保育料平均額を基に算出された2万5700円から見直しがなされていない。また、施設型給付における公定価格についても、人件費の高騰等に伴い見直しが行われているものの、物価高騰や施設維持管理費の上昇に追いついていない実情がある。

幼稚園・認定こども園は単なる預かりの場ではなく、広い園庭や豊かな自然環境の中でこどもたちの成長を支えている。施設等利用費が据え置かれ、公定価格に物価高騰分が十分反映されていないことにより、施設維持や園庭をはじめとする教育・保育環境の整備に必要な投資が難しくなり、生涯にわたる人格形成の基礎を築く大切な時期である乳幼児期のこどもたちにとって、良好な環境を維持し続けることが困難になっている。こどもたちが毎日を安心して過ごせる環境づくり、心を育む教育・保育環境を守ることが、今こそ必要である。

よって、国におかれては、こどもにとって良い環境を維持するためにも、地方の教育・保育の実情を十分に認識され、次の措置を実施されるよう強く要望する。

- 1 私学助成における施設等利用費の上限額について、平成22年以降の賃金及び

物価の上昇分を反映し、毎年見直しを行うこと。

- 2 施設型給付における公定価格について、これまでの人件費の高騰等に伴う見直しに加えて、賃金及び物価の上昇分を十分に反映し毎年見直しを行うこと。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

衆	議	院	議	長	宛て	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
総		務		大		臣
財		務		大		臣
文	部	科	学	大		臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）						

横浜市会議長

渋谷 健